

海底下CCS（特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄）に関する規制の見直しについて（1）

規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）対応

- a. 環境省は、二酸化炭素を貯留する事業者による海洋環境の監視計画の内容及び異常が生じた場合の監視レベルの基準について、事業者の自主判断で一定の変更申請が行えるよう検討を行い、その結果をガイドライン等に明記する。（令和3年度上期措置）

○特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請に係る指針（抄）

3. 許可申請書の記載に当たっての留意事項（海底下廃棄許可省令第1条、告示第2）

3-3 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域の特定二酸化炭素ガスに起因する汚染状況の監視に関する計画に係る事項の記載・・・（中略）・・・したがって、許可申請書に含まれるべき監視計画は、「通常時監視」、「懸念時監視」及び「異常時監視」から構成される。なお、海底下廃棄許可申請者は、科学的知見の充実や国内外の動向を踏まえた合理的な理由を明記した上で、監視計画の内容及び漏出のおそれが生じていることを類推させる異常値の判断基準について、許可申請又は許可期間内に変更許可申請を行うことができる。

- 「海底下CCS 事業におけるモニタリング技術の適用方法のあり方に係る検討会」（第1・2回）
 - 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請に係る指針（改定版）
 - 環境省H.P.の更新：http://www.env.go.jp/water/CCS_sisin20210929.pdf.pdf
 - 令和3年9月29日

○連絡先：環境省 水・大気環境局水環境課海洋環境室 TEL：03-5521-9023